

悪質商法を防ぐ法律(特定商取引法・割賦販売法)が強化されました!

(平成20年6月改正・公布, 21年12月までに施行)

高度経済成長期に消費者被害が社会問題となり, 昭和51年, 「訪問販売等に関する法律(訪問販売法)」が制定されました。

この訪問販売法は, その後「特定商取引に関する法律(特定商取引法)」に改められ, 「割賦販売に関する法律(割賦販売法)〈昭和36年制定〉」とともに, 消費者被害防止・救済のために, 何度かの改正を行ってきました。

平成20年6月, 特定商取引法と割賦販売法が改正, 公布されました。この改正法は, 大部分が公布の日より1年6カ月以内に施行されます。その内容は, 私たち消費者にとって重要なものばかりですので, 一部御紹介します。

規制の抜け穴の解消

●指定商品制を廃止

これまでは, 特定の商品やサービスについての取引だけが特定商取引法の規制対象でしたが, 訪問販売, 電話勧誘販売, 通信販売等の取引であれば, 原則, すべての商品・サービスが規制対象になります。

ただし, 別の法律で消費者被害の是正等ができるものや, クーリング・オフになじまない商品・サービス等は, 規制の対象となりません。

→悪質業者は, 規制対象でない商品・サービスに目をつけようとするため, 指定商品制が廃止されました。あわせて, 割賦販売法においても, クレジット規制の対象を不動産の販売を除くすべての商品・サービスに拡大されることになりました。

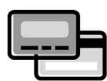
●割賦要件の見直し

これまでは, 「支払期間が2ヶ月以上かつ3回以上に渡る分割払い」のクレジット契約が規制対象でしたが, 「2ヶ月以上後の1回払い, 2回払い」も規制対象になります。

→最近の被害事例を見ると, ボーナスを含めた2回払いのケースや, 一括払いのケースも少なくないため, 「支払が2ヶ月以上先であれば, 一括払いも含め全て」が規制の対象となります。(ただし, 「購入した翌月の一括払い」のケースは単なる決済手段としての性格が強いため, 規制の対象にはなりません。)

広告

借金や過払い金の問題などでお困りの方へ **無料法律相談** のご案内



クレジット・サラ金相談



相談料 **無料** (初回・1回 30分)

京都弁護士会館 平日(9時半~12時、13時~15時半)
京都タワービル3階 平日の火曜・木曜(18時~20時半)

まずはお電話下さい!!



075-231-2378



きっとある あなたを支える 法と智慧 **京都弁護士会** 受付時間(平日 9時~12時/13時~17時)